

立地促進補助金について

①現状

ア. 企業誘致、イ. 元気な企業の継続立地を促す、ウ. 住宅への転用を防止、エ. 安定的な税源確保(シミュレーションでは、住宅よりも工場が建設された方が税収が多い)のため、一定の要件を満たす場合に、土地及び家屋にかかる固定資産税及び都市計画税一定額(最大全額)を3年間補助金として交付している。

※要綱上は平成 27 年度をもって当該補助金は終了となっている。(平成 15 年度より実施)

②立地促進補助金の必要性

- (1) 他都市との競争
⇒ 拡張意欲のある企業の市外流出を防ぐ。
- (2) 工場の集積を守る
⇒ 工場適地には工場が建つように行政の施策誘導。
- (3) 大阪府の補助金との関係
⇒ 本市の企業誘致補助金がなくなった場合、大阪府の補助金がうけられない。

③事業所税相当分を補助金として交付する制度設計について

当初は今年度の改正に伴い、事業所税を補助対象として追加すべく検討を行っていたが、次の理由により、導入は見送りたいと考えている。

「固定資産税及び都市計画税は、1 月 1 日の土地建物の所有者に対し税金を課す」が、「事業所税は、法人は決算後 2 カ月以内、個人は翌年の 3 月 15 日までに納付すること」となっており、企業ごとに決算時期は異なることから、補助金の交付時期が納付から 2 年度を跨ぐケースがあるなど、予算の要求・補助金の交付について、立地促進補助金の交付と乖離が大きく、また、複数事業所が立地している場合に合算されるなど、補助対象とすべき事業所税の確定が困難である。よって、事業所税相当分を補助金として交付する制度は企業立地を促進するための制度として設計が極めて困難と考える。

④改正案内容

以上のとおりであるが、他都市との競争等から、より一層補助制度の拡充が望まれるため、以下のとおり改正したい。

現行	改正案
製造業が工業専用地域で延床 1,000 m ² 以上、モノづくり推進地域で延床 500 m ² 以上を活用した工場の立地(新築・建替・増築・取得・賃貸による創業など)に対し、固定資産税及び都市計画税の一定額を 3 年間補助する。	製造業が工業専用地域で延床 1,000 m ² 以上、モノづくり推進地域で延床 500 m ² 以上を活用した工場の立地(新築・建替・増築・取得・賃貸による創業など)に対し、固定資産税及び都市計画税の一定額を <u>5 年間</u> 補助する。